「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

日向・東臼杵地域の減災に係る取組方針

(五十鈴川、塩見川、耳川、小丸川上流域)

平成30年1月29日

日向土木管内大規模氾濫等減災協議会

日向市、門川町、諸塚村 椎葉村、美郷町、宮崎県 気象庁宮崎地方気象台

目 次

1.	はじめに	1
2.	本協議会の構成員	3
3.	日向・東臼杵地域(日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町)の概要	4
	(1) 地域の特徴	4
	(2)降雨特性、氾濫特性等	4
	(3) 平成 17 年 9 月台風第 14 号の概要	4
	(4)河川の整備状況	5
	(5)土砂災害の発生状況	5
	(6) 土砂災害に関するハード・ソフト対策の取組状況	5
4.	今までの取組状況と現状の課題	6
	(1)円滑かつ迅速な避難のための取組	7
	(2) 的確な防災活動のための取組	12
	(3)被害の軽減・早期復旧に関する取組	13
5.	減災のための目標	14
6.	概ね5年間で実施する取組	15
	(1)円滑かつ迅速な避難のための取組	15
	(2) 的確な防災活動のための取組	18
	(3)被害の軽減・早期復旧に関する取組	19
7.	フォローアップ	20

1. はじめに

日向・東臼杵地域は、宮崎県の北部に位置し、年平均降水量が平地部で約 2,500mm 程度、山間部で約 3,000 mm程度と多雨地域である。特に 8 月~9 月頃には台風の影響を受けることが多く、主要洪水の発生要因のほとんどが台風と前線活動の活発化によるものである。

平成 17 年 9 月台風第 14 号では、美郷町神門地点で総雨量 1,321mm (24 時間最大 933 mm) という記録的な降水量を記録し、日向市東郷町の東郷橋水位観測所で最大水位 9.72 mを観測した。

河川の氾濫等により耳川流域では、浸水家屋 424 戸(全壊・半壊・流失 198 戸含む) という甚大な被害を被った。

これを契機として、県、市町村等の防災関係者が連携し治水安全度を向上するための河川改修事業等のハード対策や、避難に関する情報提供の充実、自主防災組織の強化等のソフト対策の取り組みを進めてきた。

一方で、これまでの河川整備による安全度の向上や、平成 17 年水害から 10 年以上の歳月が経過したことにより、住民の水防災に関する意識が薄れつつあることが懸念されている。

そのような中、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害では、茨城県常総市の鬼怒川において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。

また、翌年8月の台風第10号では北海道・東北地方において道・県管理河川で大規模な浸水被害が多数発生した。

当地域においても、平成28年の台風第16号により日向市で観測史上1位となる24時間雨量578mmを記録する豪雨に見舞われ、特に内水による市街地部の浸水被害が発生した。

近年、堤防決壊による甚大な被害が全国で頻発しており、今後の気候変動による降水量の増加を踏まえると、より一層の備えが必要になってきている。

さらに、突発的・局所的な豪雨の増加に伴い、全国的に大規模な土砂災害が頻発している。平成 26 年 8 月豪雨では広島市内で最大時間雨量 121mm を記録し、166 件の土砂災害が発生した。また、平成 29 年九州北部豪雨でも、福岡県朝倉市内で最大時間雨量 124mm を記録し、福岡県・大分県内で 300 件を超える土砂災害が発生している。

一方、県内においても毎年土砂災害が発生している。特に平成 17 年と平成 28 年には 100 件を超える土砂災害が発生しており、これは、平成 17 年の台風第 14 号と平成 28 年の熊本地震や台風第 16 号によるところが大きかったと考えられる。日向・東臼杵地域では、平成 17 年の台風第 14 号により 58 件の、平成 28 年の熊本地震により 5 件の、同年の台風第 16 号により 49 件の土砂災害が発生した。

こうした中で、宮崎県と県内各市町村においては、土砂災害から住民の命・財産を守るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以後、「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害警戒区域等の公表及び指定により土砂災害のおそれのある区域の周知、土砂災害防止講座などのソフト対策、砂防えん堤や擁壁などを整備する砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業などのハード対策の取組を進めている。

このような背景を踏まえ、当地域においても、施設では防ぎきれない大洪水・土砂災害は必ず発生するものと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫・土砂災害に備えるため、避難勧告等の発令を担う沿線1市2町2村(日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村)と宮崎県、宮崎地方気象台からなる「日向土木管内大規模氾濫等減災協議会」(以下、「協議会」という。)を平成29年5月30日に設立した。

本協議会では、災害リスクの情報共有、日向・東臼杵地域における現状の取組と課題に関する意見交換を通じて、住民の安全・安心に責任を有する市町村と国・県が一体となって、より水害・土砂災害に強い地域づくりに向けた取組内容をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第5条に基づき作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関(以下「構成機関」という。)は、以下のとおり。

構成機関	構成員		
気象庁	宮崎地方気象台長		
日向市	市長		
門川町	町長		
諸塚村	村長		
椎葉村	村長		
美郷町	町長		
宮崎県	危機管理局長兼危機管理課長		
	河川課長		
	砂防課長		
	日向土木事務所長		

3. 日向・東臼杵地域(日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町)の概要

(1)地域の特徴

当地域は、県北部に位置し、東は日向灘の海岸線から西は九州山地の熊本県までの 東西約64km、南北約33kmで、山岳地帯が多く、森林面積は1,471kmで全体の約90% を占め、平地が少ない地形となっている。

また、河川は、地域北部を五十鈴川が、中央部を塩見川及び耳川が、さらに南部を小丸川が、それぞれ日向灘に注いでいる。

地域の面積は1,535 km で、宮崎県全体7,736 km の約20%を占め、香川県の面積1,862 km にほぼ匹敵する広さとなっている。

そのなかでも管内東部は、JR 日豊本線及び国道 10 号に沿って連続した市街地を形成しており、道路網が比較的整備されていることから、交通事情に恵まれた地域であるとともに、重要港湾「細島港」を備え、県内の工業生産の中心的位置となっている。

さらに、平成 28 年に東九州自動車道が北九州から宮崎までつながったことで、今後、物流の効率化と産業の振興が期待されている。

(2) 降雨特性、氾濫特性等

日向・東臼杵地域の降雨特性は、年平均降水量が約 2,750mm 程度(全国平均の約 1.7倍)の多雨地域に位置し、特に8・9 月の台風による降雨が多い。このような特性から、昭和57年、平成5年、9年、16年、17年と過去に幾度となく洪水被害を受けており、特に平成17年9月の台風第14号は耳川の上流から下流に至る1市1町2村で甚大な被害となった。

当地域の河川は、九州山地を西の流域界とし山間狭窄部を流れ出て、沿線に形成された狭い平地を流れる以外は、そのほとんどが起伏の激しい山地を流れる渓流河川であり、河川沿いの平地では家屋や農地などが低いところにあるため、浸水被害が発生しやすい地形特性となっている。

この台風第 14 号では、耳川のほか、五十鈴川、小丸川のほとんどの区間で氾濫危 険水位を超えており、未曾有の大災害となった。

(3) 平成 17 年 9 月台風第 14 号の概要

河川に流入した。

大型で非常に強い台風第 14 号は、宮崎県内を暴風域に巻き込みながら、九州地方の西岸に沿ってゆっくりとした速度で北上し、耳川東郷橋水位観測所など 3 観測所で計画高水位を超過し、2 観測所で観測史上最大の流量を観測した。

その結果、特に耳川水系の広範囲で洪水氾濫による浸水被害が発生し、耳川中流域 の諸塚村から耳川河口の美々津地区までの区間で浸水家屋 424 戸の被害が発生した。 また、流域沿いでは、大規模な土砂災害(約 470 箇所)に見舞われ、大量の土砂が

(4) 河川の整備状況

当地域内には、一級河川小丸川水系 6 河川、二級河川「耳川」ほか 9 水系 50 河川 の計 56 河川が流れている。

特に、平成 17 年台風第 14 号が甚大な被害をもたらしたことから、耳川流域において同規模の洪水への災害防止を目的とした「土地利用一体型水防災事業」が採択され、広域河川改修事業と合わせた整備を行っているところである。

(5) 土砂災害の発生状況

本地域において近年発生した主な土砂災害及びその被害状況は、次のとおりである。

・平成17年の台風第14号

美郷町の神門雨量局では 24h 雨量 932mm を記録し、以下の土砂災害が発生した。

美郷・椎葉・諸塚:がけ崩れ(人的被害2件、家屋被害36件、その他被害12件)

椎葉・諸塚 : 土石流(人的被害1件、家屋被害13件)

美郷・椎葉・諸塚:地すべり(その他被害9件)

平成28年の熊本地震

椎葉村・美郷町で震度5強を記録し、以下の土砂災害が発生した。

椎葉村:がけ崩れ(その他被害4件)

・平成 28 年の台風第 16 号

日向市の日向土木雨量局では時間雨量 87mm を記録し、以下の土砂災害が発生した。 日向・門川・美郷:がけ崩れ(家屋被害8件、その他被害3件)

(6) 土砂災害に関するハード・ソフト対策の取組状況

(N-F)

・平成17年美郷町西郷で発生した地すべり(島戸・野々尾地区) 災害関連事業により平成17年度に工事着手し、平成24年度に工事が完了した。 その後、地すべり観測業務を平成28年度まで実施し、地すべり事業は概成した。 (ソフト)

・土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生するおそれのある場所における基礎 調査を実施し、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定の推進を図る。

4. 今までの取組状況と現状の課題

日向・東臼杵地域では、県、市町村、防災関係者が連携し、水害・土砂災害に強い地域 づくりのための様々な取組を推進してきた。

一方で、これまでの河川整備・砂防施設整備による安全度の向上や、平成 17 年の災害から既に 10 年以上の歳月が経過し、その後大きな水害が発生していないこと等から、住民の水防災意識の低下や地域コミュニティの希薄化、要配慮者対策等が懸念されている。

<主な課題>

- ・平成 17 年水害から 10 年以上が経過し、水害の記憶が風化しつつあること、河川整備の進捗に伴い、洪水は起きないという安全神話への思い込み、平成 17 年水害を知らない世代が増加している等、住民の防災意識が希薄になっている。
- ・土砂災害については、局地的な豪雨が全国各地で頻発しており、平時より住民の土 砂災害への防災意識の向上及び定期的な避難訓練を引き続き行う必要がある。
- ・住民の高齢化、若い世代の意識変化、アパート・マンション等の増加等により、自 主防災組織が結成されていない地域や、自主防災組織があっても活動がなされてい ない等、地域の防災を担う人材がいない恐れがある。
- ・河川氾濫時や土砂災害発生時においては、集落や主要道路が被災し、孤立者、交通 の途絶が発生する恐れがある。
- ・近年、高齢化の進展に伴い、福祉・高齢者利用施設等が急増しており、要配慮者対 応が懸念される。

また、平成27年9月の関東・東北豪雨では堤防の決壊による多くの孤立者が発生した ほか、平成28年8月の台風第10号では、河川近くの高齢者施設において避難の遅れに よる死者が発生する等、洪水による被害が全国で頻発している。

加えて、平成 29 年九州北部豪雨では、福岡県・大分県内で 300 件を超える土砂災害が 発生し、約 300 戸もの住居に被害(全壊、半壊、一部損壊)が及んだ。

こうしたことを踏まえ、これまでの取組を検証し、氾濫・土砂災害によるリスクの周知、自助力・共助力の向上、被害の最小化等の視点を加えた現在の取組状況と課題を次 頁以降にとりまとめた。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

【情報伝達、避難計画等】

□現状

- 〇県と市町村は毎年防災対策会議を開催し、連絡体制や資材の備蓄状況の確認を 行っている。
- 〇県は洪水により、相当な損害が生じる恐れがある河川について、水位周知河川・水 防警報河川に指定し、水位情報の発信を行っている。
- ○市町村は地域防災計画や避難勧告等の判断・伝達マニュアルを整備している。
- 〇市町村は、避難情報や災害情報について、防災行政無線や緊急速報メール等による周知を実施している。
- ○県は、土砂災害危険度情報(1kmメッシュ毎、10分更新)を県のHPやスマートフォン用サイト、携帯電話用サイトで配信している。
- 〇県は、大雨警報(土砂災害)及び土砂災害警戒情報が発表された際には、FAX やメールにより市町村に伝達している。
- 〇県では、平成26年度から災害情報等を、テレビ局等を通じて地域住民に届ける「L アラート」を活用し、災害発生時には、県及び市町村がシステムに入力した①県及 び市町村の警戒体制②市町村の避難勧告等の発令状況③市町村の避難情報(避 難所・避難人数)の情報が随時テレビ局等に配信され、テレビ局においてリアルタイムに情報を映像画面に表示させることが可能となっている。
- ○土砂災害に関するタイムラインを全市町村で策定している。
- 〇土砂災害警戒情報発表時や土砂災害危険度3到達時に、土木事務所長等から各市町村長等にホットラインを実施している。
- 〇平成 29 年の水防法等改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配 慮者利用施設のうち、地域防災計画にその名称等が定められた施設の管理者は、 避難確保計画等の作成・避難訓練の実施が義務付けされている。

■課題

●避難勧告等の発令の目安となる情報が勧告発令者へ伝わっていない恐れがある。	A
●情報の詳細化・多様化に伴い情報収集方法や行うべき作業が複雑になっている。	В

●住民に災害時の危険性が伝わっていない恐れがある。	С
●情報伝達手段の多様化を図っているが、避難情報が全ての住民に届いてい ないおそれがある。	D
●大規模氾濫等においては、避難所自体が被災し、残る避難所では全ての避 難者を収容できない恐れがある。	E
●自力での移動が困難な方等、避難に配慮を要する方は避難が遅れる傾向が ある。	F
●土砂災害危険度情報は、平成 28 年度から一般への公表を始めたところであり、県民への周知がまだ十分でない。	1
●タイムラインやホットラインは、今後の運用実績を踏まえて、更なる見直しが必要である。	
●地域防災計画における避難勧告等発令基準の妥当性の検証が不十分な部分がある。	/\
 ●避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務づけられる要配慮者利用施設は、各市町村地域防災計画でその施設の名称及び所在地が定められた施設であるため、市町村においては、防災部局、河川・砂防部局、社会福祉施設や学校、病院等を所管する民生担当部局等が連携し、速やかに該当する施設を定める必要がある。 ●該当する要配慮者利用施設において、その管理者が避難計画等を策定し避難訓練を実施するよう周知と支援を行うことが重要である。 	=

【住民の防災意識の向上】

□現状

県は計画規模降雨による洪水に係る浸水想定区域を指定し公表している。

- 〇市町村は、計画規模降雨による洪水に係る浸水想定区域や、過去の浸水状況、避難所等の情報を掲載したハザードマップを作成し、配布している。
- ○県、市町村は防災教室や出前講座を開催し住民の防災意識の向上に努めている。
- ○県及び市町村は、総合防災訓練や地区単位での避難訓練を実施している。
- 〇市町村は、地区単位での自主防災組織の結成促進に取り組んでいる。また、自主 防災組織による避難訓練及び要配慮者に対応した避難訓練を実施している。
- 〇県は、過去に起こった災害を忘れないように取りまとめて冊子化し、HP上で公表するとともに関係各所へ寄贈している。

[例]「災害記憶の伝承~みやざきの自然災害~」(H29.3)

- ○県は、過去の土砂災害等を整理し、土砂災害に関するパネル展を実施している。
- 〇県は、土砂災害防止講座や小中学生に対する土砂災害防止教室等を通して、防災 意識の向上を図っている。
- 〇県は、基礎調査を実施した箇所について、土砂災害警戒区域等をHP上で公表している。
- 〇管内の一部市町村は、土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、避難場所及び避難 路等を設定するとともに、土砂災害ハザードマップの作成を行っている。

■課題 ●住民が大規模氾濫時の浸水リスクを十分に認識できていない恐れがある。 ●提供される防災情報の意味や災害時にとるべき行動について住民の理解が十分ではない。 ●防災教室や出前講座の取り組みは参加者が限定的であり、必ずしも地域全体の防災意識の向上には繋がっていない場合がある。 ●避難の呼びかけや状況の把握等、地域の防災を担う人材がいないおそれがある。 ●土砂災害に関する情報が、市町村間で十分共有されていないおそれがある。ホ

●住民が土砂災害のリスクを十分認識できていないおそれがある。	^
●一般に公表している土砂災害警戒区域等について、県民にはまだまだ認知されていない。	۲
●県内全市町村で土砂災害ハザードマップを作成する必要がある。	チ
●マイハザードマップ作りは、住民自らが作成することで各個人の防災意識が 向上し、地域での連携強化の効果があるため、土砂災害警戒区域等を盛り込 んだ土砂災害も想定したマイハザードマップの作成が望ましい。	IJ

【円滑かつ迅速な避難に資する施設の整備】

□現状

- 〇県は、水位観測局や雨量観測局を整備し、観測結果を WEB ページや TV のデータ 放送を通じて公開している。
- 〇県は、河川の合流地点や過去浸水被害が確認される等の危険度の高い箇所について監視カメラを設置し、映像を WEB ページ等で公開している。
- 〇県・市町村は、登録されたメールアドレスを対象に防災情報を配信するメールシス テムを整備している。
- 〇市町村は、防災行政無線やホームページ等を利用し、避難勧告等の伝達を行って いる。
- 〇県は、土砂災害危険度情報(1kmメッシュ毎、10分更新)を県のHPやスマートフォン用サイト、携帯電話用サイトで配信している。

■課題

<u>-</u>	
●機器の老朽化や通信環境の悪化等により、雨量・水位情報等が欠測し情報 提供ができない場合がある。	K
●登録メールによる防災情報の配信は、登録されていない者には情報が配信されない。	L
●県民による防災・防犯情報メールへの登録がまだまだ進んでいない。	ヌ
●風雨の状況によっては、避難勧告等の放送内容が聞こえない場合がある。	M

●浸水・土砂崩れ等の理由から近隣の避難所が利用できないことや、多数の孤立集落が発生することが懸念される。	N
●多くの避難者が集中した場合、避難所に避難者を収容できない恐れがある。	0
●主要道路が途絶した場合の避難所等では、防災備蓄は必ずしも十分ではない。	Р
●自力での避難が困難である方、生活する上で特殊な機器が必要となる方等、 要配慮者の避難受入体制が十分に整備されていない。	Q

(2) 的確な防災活動のための取組

【水防体制の強化】

□現状

- 〇県と市町村は毎年防災対策会議を開催し、連絡体制や資材の備蓄状況の確認を 行っている。(再掲)
- ○県は洪水により、相当な損害が生じる恐れがあるがある河川について、水位周知河川・水防警報河川に指定し、水位情報の発信を行っている。 (再掲)
- 〇県は水防上特に注意を要する箇所を重要水防箇所に定めて周知し、出水期前には 市町村・住民と共に合同巡視を実施している。
- 〇県と市町村は、迅速な水防活動ができるように必要となる資機材を備蓄している。
- 〇県と市町村は、毎年、避難勧告・避難指示(緊急)など避難に関する実務訓練を実施している。
- 〇県及び市町村では、毎年、土砂災害防止月間を中心として、土砂災害を対象とした 避難訓練(情報伝達訓練も含む)を実施している。

■課題

●水防団に重要水防箇所が周知されていない場合がある。	R
●団員の減少により、組織的な活動が困難となっている水防団がある	S
●災害時に迅速に行動するためには、引き続き定期的な避難訓練を実施する 必要がある。	ル

【災害時に拠点となる施設の自衛水防】

□現状

- 〇県は計画規模降雨による洪水に係る浸水想定区域を指定し公表している。(再掲)
- 〇県は洪水により、相当な損害が生じる恐れがあるがある河川について、水位周知 河川・水防警報河川に指定し、水位情報の発信を行っている。(再掲)
- 〇市町村は、計画規模降雨による洪水に係る浸水想定区域や、過去の浸水状況、避難所等の情報を掲載したハザードマップを作成し、配布している。(再掲)

■課題

防災の拠点となるべき施設自体が被災する可能性がある。

Τ

(3)被害の軽減・早期復旧に関する取組

【被害軽減の取組】

□現状

- 〇県や市町村では、樋門及び排水施設等の施設について操作規則を定め的確な操作に努めている。
- 〇県や市町村では被害の発生を防止、または抑制し、発生する被害を軽減するため、河川・砂防施設の整備を進めている。

■課題

- ●被害の最小化を目的に関係機関の連携によるポンプ運転調整を実施しているが地域住民の理解が十分ではない。
 ●土地利用形態の変化に伴い被災の可能性が高い地域に宅地の開発や商業施設が進出してきている。
 ●住民が、土地の被災リスクや、被害の発生を防止、抑制し、発生する被害を軽減する機能を理解していない恐れがある。
- ●宮崎県は、降水量が多く、また、台風の常襲地帯である等、災害の発生しや すい気候条件となっている、

【早期復旧に向けた取組】

□現状

- 〇県や市町村は関係業界団体と協定を結び応急復旧資材の備蓄を行っている。
- 〇県や市町村は関係業界団体と大規模災害時の支援協定を結び速やかな復旧のための体制を構築している。

■課題

- ●大規模災害発生時は支援協定を結んでいる団体に対し、国、県、市町村の各 行政機関から一斉に支援要請がなされ、混乱が生じる恐れがある。
- ●国や自衛隊、ボランティア等の復旧支援の打診があっても受け入れ体制が十分ではない。

Ζ

Υ

5. 減災のための目標

宮崎県に甚大な被害をもたらした平成 17 年 9 月台風第 14 号から 10 年以上が経過し、記憶の風化等が懸念されるとともに、近年の突発的・局所的な豪雨の増加に伴う土砂災害の発生も懸念される。

このため、「施設で守り切れない災害は必ず発生する」との認識に立ち、社会全体で水害・土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築し、本協議会の各構成員が連携して今後5年間で達成すべき減災目標を以下のとおりとした。

■概ね5年間で達成すべき目標

- ○大規模氾濫等に対し地域防災力を高め「水害・土砂災害に強い地域づくり」を目指す。
- ○圏域内の広域的な防災協力関係を進化させるとともに、圏域 外からの受援体制づくりを整えて、災害からの早期復旧を図 る。

■上記目標に向けた3本柱の取組

- ① 水防災意識の向上と防災情報の的確な収集・伝達・理解・共有を推進する ための取組
- ② 地域住民・市民団体・関係機関の連携・協働による実践的な訓練の実施。 及び 地域の将来を担う「防災リーダー」となる人材の教育・発掘に向けた 取組
- ③ 洪水や土砂災害の被害軽減のための取組と既存施設運用の工夫等の取組

6. 概ね5年間で実施する取組

概ね5年間で達成すべき目標である「水害・土砂災害に強い地域づくり」の実現に向け、本協議会の各構成員が取り組む主な内容(主な取組項目・目標時期・実施機関)は以下のとおりである。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

施設の整備等は途上の段階にあり、洪水や土砂災害による被害を完全に防止することは難しい。

命を守り、被害を軽減するために重要となる、「円滑かつ迅速な避難行動」を実施するための 各機関の取組は以下のとおりである。

■情報伝達、避難計画等に関する取組

主な取組項目	課題 対応	目標時期	取組機関
・ホットラインの実施、改善	A, 🗆	継続実施	宮崎県·日向市 門川町·諸塚村 椎葉村·美郷町 気象台
・タイムラインの活用、改善	В, 🗆	継続実施	宮崎県·日向市 門川町·諸塚村 椎葉村·美郷町 気象台
・様々な方法を活用した災害危険 性の周知	C、D、 イ	継続実施	気象台·宮崎県
・ICT を活用した災害情報の提供	С	継続実施	気象台·宮崎県
・隣接市町村等における避難所の 設定(広域避難体制の構築)	E	H29 年度から 順次実施	日向市·門川町 諸塚村·椎葉村 美郷町
・浸水想定区域又は土砂災害警戒 区域内にある要配慮者利用施設 の市町村地域防災計画における 速やかな指定・要配慮者利用施設における避難 確保計画作成及び避難訓練の推進	F, =	H29 年度から 順次実施	日向市·門川町 諸塚村·椎葉村 美郷町・宮崎県
・地域防災計画における避難勧告等発令基準の妥当性の検討	/\	継続実施	日向市·門川町 諸塚村·椎葉村 美郷町

■ 住民の防災意識の向上に関する取組

主な取組項目	課題 対応	目標時期	取組機関
想定最大規模の降雨に係る浸水 想定区域の指定	G	継続実施	宮崎県
・浸水想定区域や土砂災害警戒区 域等の周知促進	G、ト	継続実施	宮崎県
・洪水ハザードマップの作成、改訂、周知、支援	G	継続実施	日向市·門川町 諸塚村·椎葉村 美郷町·宮崎県
・土砂災害ハザードマップの作成、 周知、支援	チ	~平成 33 年度	日向市·門川町 諸塚村·椎葉村 美郷町·宮崎県
・まるごとまちハザードマップや マイハザードマップの取組	G、 へ、リ	H30 年度から 順次実施	宮崎県·日向市 門川町·諸塚村 椎葉村·美郷町
・過去災害実績等の周知	G ホ、ヘ	継続実施	宮崎県·日向市 門川町·諸塚村 椎葉村·美郷町
・住民参加型の防災訓練や共同点 検出前講座の拡大	Н	継続実施	宮崎県·日向市 門川町·諸塚村 椎葉村·美郷町
・教育機関と連携した防災教育の 促進	H, I,	継続実施	日向市·門川町 諸塚村·椎葉村 美郷町·気象台
・あらゆる媒体を活用した地域住 民の水防災意識啓発のための広報 の充実	H, I	継続実施	日向市·門川町 諸塚村·椎葉村 美郷町

■地域の防災を担う人材の発掘・育成

主な取組項目	課題 対応	目標時期	取組機関
・防災士の登録拡大を推進	J	継続実施	日向市·門川町 諸塚村·椎葉村 美郷町·宮崎県 気象台
関係機関が連携した水防訓練、連絡体制、情報共有の強化	J	継続実施	日向市·門川町 諸塚村·椎葉村 美郷町·宮崎県

・自主防災組織、水防団、防災リー			日向市·門川町
ダーの育成・強化、河川協力団体と	J	継続実施	諸塚村·椎葉村
の連携			美郷町·宮崎県

■円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組

主な取組項目	課題 対応	目標時期	取組機関
・河川監視カメラ配置計画の再検 討	K	H30 年度から 順次実施	宮崎県
・安定した雨量・水位情報等を提供できるよう観測局の機能向上及び適切な維持管理等	K	継続実施	宮崎県
・新たな情報伝達手段の整備	M	H30 年度から 順次実施	日向市
・防災ステーション、避難所等の 防災拠点、アクセス路の整備	N	H30 年度から 順次実施	日向市·門川町 諸塚村·椎葉村 美郷町·宮崎県
・浸水や土砂災害による途絶を考慮した避難経路や避難所の確保	0	継続実施	日向市·門川町 諸塚村·椎葉村 美郷町
・浸水や土砂災害による途絶を考 慮した指定避難所等における防災 備蓄の強化	Р	継続実施	日向市·門川町 諸塚村·椎葉村 美郷町
・要配慮者の利用を想定した避難 所等の整備	Q	H30 年度から 順次実施	宮崎県·日向市 門川町·諸塚村 椎葉村·美郷町
・防災メールへの登録促進	ヌ、L	継続実施	宮崎県·日向市 門川町·諸塚村 椎葉村·美郷町

(2)的確な防災活動のための取組

洪水や土砂災害による被害の防止・最小化をするため「的確な防災活動」を行うため の各機関の取組は以下のとおりである。

■防災体制の強化に関する取組

主な取組項目	課題 対応	目標時期	取組機関
・重要水防箇所の見直し及び水防 資機材の確認	R	継続実施	宮崎県·日向市 門川町·諸塚村 椎葉村·美郷町
・水防団等の確保に関する取組を 推進	S	継続実施	宮崎県·日向市 門川町·諸塚村 椎葉村·美郷町
・水防訓練、避難訓練の充実	S、ル	継続実施	宮崎県·日向市 門川町·諸塚村 椎葉村·美郷町
・水防団間での連携協力に関する検討	S	継続実施	宮崎県·日向市 門川町·諸塚村 椎葉村·美郷町

■災害時に拠点となる施設の自衛防災

主な取組項目	課題 対応	目標時期	取組機関
・施設関係者への情報伝達の充実	Т	継続実施	日向市·門川町 諸塚村·椎葉村 美郷町·宮崎県
施設の耐震化や耐水扉の設置、非常用発電等の整備を促進	Т	継続実施	日向市·門川町 諸塚村·椎葉村 美郷町·宮崎県
・自衛防災マニュアル整備の促進	Т	継続実施	日向市·門川町 諸塚村·椎葉村 美郷町·宮崎県

(3)被害の軽減・早期復旧に関する取組

洪水の氾濫や土砂災害等の発生を抑制するための各機関の取組と、発生してしまった場合に「被害の軽減・早期復旧」を図るために必要となる各機関の取組は以下のとおりである。

■被害軽減の取組

主な取組項目	課題 対応	目標時期	取組機関
・樋門や排水機場等の既存施設を 有効に活用するための操作の検証	U	継続実施	宮崎県·日向市 門川町·美郷町
・災害危険区域等の指定推進	W	継続実施	宮崎県·日向市 門川町·諸塚村 椎葉村·美郷町
・浸水被害軽減地区の指定	W, X	継続実施	宮崎県·日向市 門川町·諸塚村 椎葉村·美郷町
・総合流域防災計画に基づく確実 な施設整備を推進すると共に適 切な維持管理に努める。	Y	継続実施	宮崎県
・土砂災害から住民を守る施設の整備を行う。	Y	継続実施	宮崎県·日向市 門川町·諸塚村 椎葉村·美郷町

■早期復旧の取組

主な取組項目	課題対 応	目標時期	取組機関
・水防資機材の保有状況の確認、見 直し	V	継続実施	宮崎県·日向市 門川町·諸塚村 椎葉村·美郷町
・ライフラインを確保するための 復旧優先施設の検討	Z	継続実施	門川町·諸塚村 椎葉村·美郷町
・復旧の優先度や支援団体の配置 を指揮・調整する復旧対策指揮体 制の構築	Z	継続実施	門川町·諸塚村 椎葉村·美郷町
・災害時受援計画の策定	Z	H30 年度から 順次実施	日向市

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて防災業務計画や地域防災計画、河川 整備計画等に反映するなど、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

また、取組等について定期的に進捗状況を確認するとともに、実施した取組についても、訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うものとする。